



宮 崎 県 公 報

平成23年 9 月12日（月曜日） 第 2319 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

目 次	頁	公 告
告 示		
○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……………（総務課） 1		○大規模小売店舗の変更に関する届出（3件）…（商業支援課） 8
○道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課） 3		○家畜伝染病発生の届出……………（畜産課） 10
○道路の供用の開始（4件）……………（ ” ） 3		○落札者等の公告……………10
○都市計画の変更……………（都市計画課） 4		選挙管理委員会告示
○庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………（営繕課） 4		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………10
		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………10
		○政見放送の回数を定める告示の一部を改正する告示……………10

告 示

宮崎県告示第 764号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成22年宮崎県告示第 711号）は、廃止する。

平成23年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	総務部人事課
宮崎県立看護大学特別入学者選抜試験（推薦）	筆記試験の得点及び面接評価（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県立看護大学総務課
宮崎県立看護大学特別入学者選抜試験（社会人）	筆記試験の得点及び面接評価（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学一般入学者選抜試験（前期）	筆記試験（大学入学者選抜大学入試センター試験を除く。）の得点、面接評価及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学一般入学者選抜試験（後期）	筆記試験（大学入学者選抜大学入試センター試験を除く。）の得点、面接評価及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上

宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者一般選抜試験	筆記試験の科目別得点及び口述試験成績 (不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者特別選抜試験	筆記試験の得点及び口述試験成績 (不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士後期課程入学者選抜試験	口述試験成績 (不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	福祉保健部医療業務課
歯科技工士国家試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
毒物劇物取扱者試験	科目別得点	同 上	同 上
登録販売者試験	科目別得点	同 上	同 上
調理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から起算して1月間	福祉保健部衛生管理課
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
宮崎県製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
狩猟免許試験	知識試験の得点	試験当日午後	各試験会場
	技能試験の減点	最終合格発表の日から起算して1月間	環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課
林業架線作業主任者免許講習修了試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	商工観光労働部工業支援課
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
技能検定試験	科目別得点	同 上	商工観光労働部労働政策課
職業訓練指導員試験	科目別得点	同 上	同 上
県立産業技術専門学校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同 上	受験した県立産業技術専門学校又は県立産業技術専門学校高鍋校
宮崎県農薬管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を発送した日から起算して1月間	農政水産部宮農支援課

宮崎県農業機械士等認定試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校
家畜人工授精講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	農政水産部畜産・口蹄疫復興対策局畜産課
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同 上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同 上	宮崎県建設技術センター

宮崎県告示第 765号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 9 月12日から平成23年 9 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字嵐田字前田1559番1地先から同郡同町同大字字老町田 912番1地先まで	旧	9.4～21.6	300.0
				新	12.4～21.9	300.0

宮崎県告示第 766号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 9 月12日から平成23年 9 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字高鍋町字町 658番1地先か	旧	11.0～12.0	99.7
				新	17.0～	99.7

			ら同郡同町大字北高鍋字七反田 288番 4 地先まで	28.8	
--	--	--	----------------------------	------	--

宮崎県告示第 767号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 9 月12日から平成23年 9 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富町大字新田字坂ノ上4924番4地先から同郡同町同大字同字4912番1地先まで	旧	8.0～22.2	263.0
				新	10.0～22.2	263.0

宮崎県告示第 768号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 9 月12日から平成23年 9 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字嵐 田字前田15 59番1地先 から同郡同 町同大字字 老町田 912 番1地先ま で	平成23年9月12日

宮崎県告示第 769号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年9月12日から平成23年9月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字高鍋 町字町 658 番1地先か ら同郡同町 大字北高鍋 字七反田 2 88番4地先 まで	平成23年9月12日

宮崎県告示第 770号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年9月12日から平成23年9月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高	児湯郡高鍋	平成23年9月12日

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年9月12日

宮崎県告示第 773号

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
		岡線	町大字高鍋 町字東町 8 34番2地先 から同郡同 町同大字字 町 658番1 地先まで	

宮崎県告示第 771号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年9月12日から平成23年9月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高 鍋線	児湯郡新富 町大字新田 字坂ノ上49 24番4地先 から同郡同 町同大字同 字4912番1 地先まで	平成23年9月12日

宮崎県告示第 772号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課において公衆の縦覧に供する。

平成23年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路 3・2・31号 赤岩通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加した部分
なし
 - (2) 削除した部分
日向市大字財光寺字丸池の一部

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成6年宮崎県告示第1058号の3)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札参加資格審査の申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第5項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障がい者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票(別記様式第8号)</p> <p>(14) [略]</p> <p>(入札参加資格の承継)</p> <p>第7条の2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書(別記様式第9号)に一般承継があつたことを証する書類並びに第4条第3項第1号から第11号まで及び第14号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書が提出されたときは、承認するかどうかを決定し、その結果を設備維持管理業務入札参加資格承継審査結果通知書(別記様式第10号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第9条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(指名停止)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 知事は、指名停止を決定したときは、速やかに指名停止通知書(別記様式第11号)によりその旨を当該指名停止に係る登録業者に通知するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(添付書類)</p> <p>1～12 [略]</p> <p>13 障がい者雇用状況報告書の写し又は障がい者の雇用状況調</p>	<p>(入札参加資格審査の申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第5項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障がい者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票(別記様式第5号の2)</p> <p>(14) 役員等の一覧表(別記様式第5号の3)</p> <p>(15) [略]</p> <p>(入札参加資格の承継)</p> <p>第7条の2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書(別記様式第8号)に一般承継があつたことを証する書類並びに第4条第3項第1号から第11号まで、第14号及び第15号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書が提出されたときは、承認するかどうかを決定し、その結果を設備維持管理業務入札参加資格承継審査結果通知書(別記様式第9号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第9条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 役員等(登録業者が個人である場合にはその者又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の委託契約を締結する事務所の代表者を、登録業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者</p> <p>(5) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者</p> <p>(指名停止)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 知事は、指名停止を決定したときは、速やかに指名停止通知書(別記様式第10号)によりその旨を当該指名停止に係る登録業者に通知するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(添付書類)</p> <p>1～12 [略]</p> <p>13 障がい者雇用状況報告書の写し又は障がい者の雇用状況調</p>

査票 (別記様式第 8 号) 14 [略] [略]	査票 (別記様式第 5 号の 2) 14 [略] [略]
---------------------------------	------------------------------------

別記様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 4 条関係)

障 が い 者 の 雇 用 状 況 調 査 票

雇用状況 障がい者の分類	雇用の有無 (該当者がいる場合のみ○印)	人 数
① 身体障がい者 (②を除く)		人
② 重度身体障がい者		人
③ 知的障がい者 (④を除く)		人
④ 重度知的障がい者		人
⑤ 精神障がい者		人
⑥ 重度身体障がい者 (短時間)		人
⑦ 重度知的障がい者 (短時間)		人
⑧ 精神障がい者 (短時間)		人
雇用障がい者数 ①+②×2+③+④×2+⑤+⑥+⑦+⑧×0.5		人
従業員数 (常時雇用する労働者の総数)		人

(注) 1 人数については、申請日以前の直近の10月1日現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記入すること。

2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第 5 号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が 1 級から 6 級までに掲げる障がい者を有する者及び 7 級に掲げる障がいを 2 以上重複して有する者をいう。
- (2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害者等級のうち 1 級又は 2 級に掲げる障がいを有する者及び 3 級に掲げる障がいを 2 以上重複して有する者をいう。
- (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。
- (4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重いと判定された者をいう。
- (5) 「精神障がい者」とは、精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。
- (6) 「短時間」とは短時間労働者をいい、短時間労働者とは 1 週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比し短く、かつ、20 時間以上 30 時間未満である常時雇用する労働者をいう。
- (7) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員 (家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。) の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。

様式第 5 号の 3（第 4 条関係）

役 員 等 の 一 覧 表

フリ 氏 名	役 名	生 年 月 日	性 別

- 1. この様式を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。
 - 2. 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し、契約の解除等がなされても異存ありません。
- ※個人である場合にはその者又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の委託契約を締結する事務所の代表者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の委託契約を締結する事務所の代表者を記載すること。

年 月 日

住所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____ 印

記入責任者	職・氏名	_____
連絡先	電 話	()

別記様式第 8 号を削り、別記様式第 9 号を別記様式第 8 号とし、別記様式第 10 号を別記様式第 9 号とし、別記様式第 11 号を別記様式第 10 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロングフレンド都城 2 号店・ロングフレンド都城 3 号店
都城市吉尾町 811 番地 1 外
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前 9 時～午後 8 時
(変更後) 有限会社ゼロ
24 時間
株式会社ロンフレ
午前 9 時～午後 8 時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時30分～午後 8 時30分
(変更後) 24 時間
- 3 変更する年月日
平成23年 9 月 1 日
- 4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍
小林市大字堤2930番地 1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社ゼロ 代表取締役 磯部賀津雄
宮崎市佐土原町下那珂3340-41
株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍
小林市堤2930番地 1
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,695㎡
 - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 108台
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数

A 棟北側 (No.1)	7 台
B 棟南側 (No.2)	15 台
合計	22 台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側	24.5㎡
------	-------

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A 棟北側 (No.1)	20.28㎡
B 棟北側 (No.2)	15.80㎡
合計	36.08㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地北側及び南側	6 箇所 (出入口 6 箇所)
------------	-----------------

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 10 時

5 届出年月日

平成23年 8 月31日

6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年 9 月12日から平成24年 1 月12日まで

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年 9 月12日から平成24年 1 月12日まで

8 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ都北店

- 都城市都北町5980番地 外9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社サン・ライズ 代表取締役 園田陽一
都城市上川東二丁目7号15番地
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ぐらし館都北店
(変更後) マックスバリュ都北店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 有限会社サン・ライズ 代表取締役 園田道雄
(変更後) 有限会社サン・ライズ 代表取締役 園田陽一
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社ワッツ 代表取締役 平岡史生
大阪府大阪市中央区城見1丁目4番70号
- 4 変更の年月日
- (1) 平成23年9月1日
(2) 平成18年10月30日
(3) 平成22年5月8日（マックスバリュ九州株式会社代表者変更）
平成17年4月27日（株式会社ワッツ入店）
- 5 変更した理由
大規模小売店舗の名称、建物設置者、小売業者の代表者変更及び小売業者入店のため
- 6 届出年月日
平成23年8月31日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成23年9月12日から平成24年1月12日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間
平成23年9月12日から平成24年1月12日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クラスター高鍋
児湯郡高鍋町大字北高鍋1366-6 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大森製材株式会社 代表取締役 大森ヒロ
児湯郡高鍋町大字北高鍋1404番地
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 大森製材株式会社 代表取締役 大森貞一
(変更後) 大森製材株式会社 代表取締役 大森ヒロ
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 変更の年月日
- (1) 平成19年8月31日
(2) 平成22年5月8日（マックスバリュ九州株式会社代表者変更）
- 5 変更した理由
建物設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成23年8月31日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成23年9月12日から平成24年1月12日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間
平成23年9月12日から平成24年1月12日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

平成23年7月14日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成23年8月29日現在次のとおりである。

平成23年9月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,669人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,234人

宮崎県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成23年8月29日現在次のとおりである。

平成23年9月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区 20,021人

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成23年9月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
腐蛆病 <small>ふそびょう</small>	蜜蜂	—	3群	小林市	平成23年8月19日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年9月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び1号館）で使用
する電気一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
平成23年8月26日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 落札金額
41,079,591円
- 一般競争入札の公告を行った日

宮崎県選挙管理委員会告示第67号

政見放送の回数を定める告示（平成7年宮崎県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成23年9月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、衆議院小選挙区選出議員選挙にあっては別表第1、参議院選挙区選出議員選挙にあっては別表第2、知事選挙にあっては別表第3のとおり定める。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <tr> <td>1 テレビジョン放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般放送事業者</td> <td>候補者届出政党1当たりの放送回数</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 ラジオ放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般放送事業者</td> <td>候補者届出政党1当たりの放送回数</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <tr> <td>1 テレビジョン放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般放送事業者</td> <td>候補者1人当たりの放送回数</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 ラジオ放送</td> <td></td> </tr> </table>	1 テレビジョン放送		一般放送事業者	候補者届出政党1当たりの放送回数	[略]	[略]	2 ラジオ放送		一般放送事業者	候補者届出政党1当たりの放送回数	[略]	[略]	1 テレビジョン放送		一般放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	[略]	[略]	2 ラジオ放送		<p>政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、衆議院小選挙区選出議員選挙にあっては別表第1、参議院選挙区選出議員選挙にあっては別表第2、知事選挙にあっては別表第3のとおり定める。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <tr> <td>1 テレビジョン放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基幹放送事業者</td> <td>候補者届出政党1当たりの放送回数</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 ラジオ放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基幹放送事業者</td> <td>候補者届出政党1当たりの放送回数</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <tr> <td>1 テレビジョン放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基幹放送事業者</td> <td>候補者1人当たりの放送回数</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 ラジオ放送</td> <td></td> </tr> </table>	1 テレビジョン放送		基幹放送事業者	候補者届出政党1当たりの放送回数	[略]	[略]	2 ラジオ放送		基幹放送事業者	候補者届出政党1当たりの放送回数	[略]	[略]	1 テレビジョン放送		基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	[略]	[略]	2 ラジオ放送	
1 テレビジョン放送																																									
一般放送事業者	候補者届出政党1当たりの放送回数																																								
[略]	[略]																																								
2 ラジオ放送																																									
一般放送事業者	候補者届出政党1当たりの放送回数																																								
[略]	[略]																																								
1 テレビジョン放送																																									
一般放送事業者	候補者1人当たりの放送回数																																								
[略]	[略]																																								
2 ラジオ放送																																									
1 テレビジョン放送																																									
基幹放送事業者	候補者届出政党1当たりの放送回数																																								
[略]	[略]																																								
2 ラジオ放送																																									
基幹放送事業者	候補者届出政党1当たりの放送回数																																								
[略]	[略]																																								
1 テレビジョン放送																																									
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数																																								
[略]	[略]																																								
2 ラジオ放送																																									

一般放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
[略]	[略]

別表第 3

1 テレビジョン放送

一般放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
[略]	[略]

2 ラジオ放送

一般放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
[略]	[略]

基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
[略]	[略]

別表第 3

1 テレビジョン放送

基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
[略]	[略]

2 ラジオ放送

基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
[略]	[略]

--	--